

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第9条および第10条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(草津市民の環境を守る条例の一部改正)

- 2 草津市民の環境を守る条例（昭和53年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 環境審議会（第85条・第86条）」を「第6章 削除」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 削除

第85条および第86条 削除

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。